

岩手県公安委員会告示第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、平成19年度技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり行う。

平成19年1月12日

岩手県公安委員会

委員長 藤原 博

1 審査の種類、期日及び場所

審査の種類	審査期日	審査場所
(1) 技能検定員（大型・普通・大特・普自二・けん引・大型二種・普通二種）審査	平成19年4月16日(月) 午前9時から午後3時まで	盛岡市玉山区 自動車運転免許試験場
(2) 技能検定員（大型・中型・普通・大特・普自二・けん引・大型二種・中型二種・普通二種）審査	ア 平成19年7月9日(月) 午前9時から午後3時まで	盛岡市玉山区 自動車運転免許試験場
	イ 平成19年10月15日(月) 午前9時から午後3時まで	盛岡市玉山区 自動車運転免許試験場
(3) 教習指導員（大型・普通・大特・普自二・けん引・大型二種・普通二種）審査	平成19年4月16日(月) 午前9時から午後3時まで	盛岡市玉山区 自動車運転免許試験場
(4) 教習指導員（大型・中型・普通・大特・普自二・けん引・大型二種・中型二種・普通二種）審査	ア 平成19年7月9日(月) 午前9時から午後3時まで	盛岡市玉山区 自動車運転免許試験場
	イ 平成19年10月15日(月) 午前9時から午後3時まで	盛岡市玉山区 自動車運転免許試験場
備考 この表の(2)ア及び(4)アにおいては、次の者について実施する。 1 過去1年以内に技能検定、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であって、国家公安委員会が指定するものを終了した者 2 過去1年以内に、審査細目の一つ以上に合格している者 3 過去に技能検定員審査に合格した者であって他の技能検定員審査を受けようとするもの又は過去に他の教習指導員審査に合格した者であって他の教習指導員審査を受けようとするもの（いずれも普自二に係るものを除く。）		

2 審査申請手続

(1) 受付期間

ア 1(1)及び(3)の審査 平成19年3月22日(木)から同月30日(金)まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで

イ 1(2)ア及び(4)アの審査 平成19年6月11日(月)から同月22日(金)まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで

ウ 1(2)イ及び(4)イの審査 平成19年9月18日(火)から同月28日(金)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前10時から午後4時まで

(2) 受付場所 盛岡市盛岡駅西通 いわて県民情報交流センター内 盛岡運転免許センター

(3) 審査申請書用紙の配布

ア 配布期間 平成19年3月1日以降（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前10時から午後4時まで

イ 配布場所 盛岡市盛岡駅西通 いわて県民情報交流センター内 盛岡運転免許センター

3 その他 詳細については、岩手県警察本部交通部運転免許課（教習所係）に問い合わせること。